

土地改良事業（下赤岩（大落向地区）用水路改修工事） が終わりました。

～農用地区域からの除外制限について～

○土地改良事業（工事）の内容について

当該水路は、土水路だったため、水路法面崩落及び、泥の堆積が著しく取水に支障をきたしておりました。

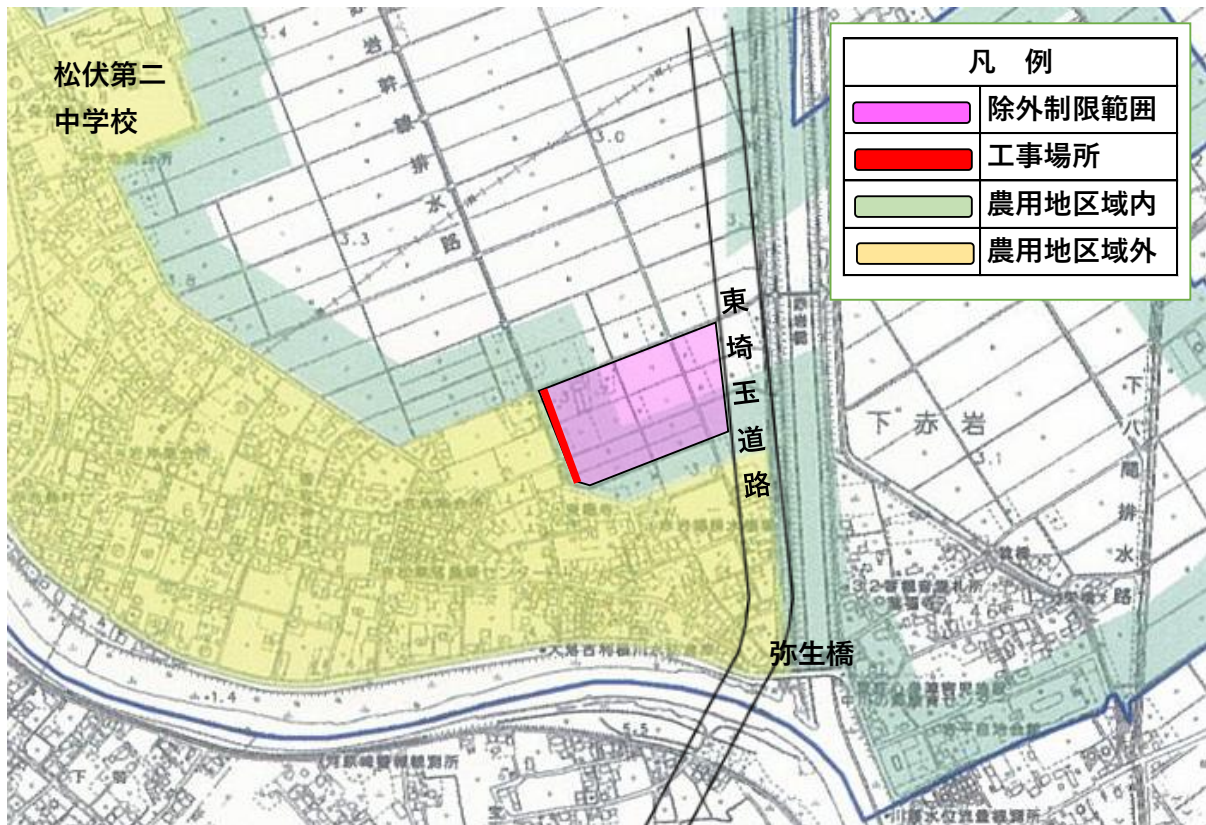
今回の工事にて、コンクリートU字溝で改修し、用水の安定供給を図り、農業生産性が向上しました。

○農用地区域からの除外について

今回の工事における受益地は、工事が完了後（令和6年4月1日から令和14年3月31日まで）の8年間は、農用地区域内からの除外が制限されます。

※所有地が対象区域か不明な場合お問い合わせください。

除外が制限される範囲図及び工事場所（大字下赤岩地内）



事業概要

コンクリートフリーム水路 B600×H800 L=144.92m

○農用地区域について

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興に必要な地域として、将来的にも田や畑といった農用地等の土地利用を図る区域のことで、この区域内の農用地等は、一般的に「青地」と呼ばれています。農業の生産性を向上する土地改良事業等の対象地になります。

○農用地区域からの除外について

農用地等（青地）を他の目的（分家住宅、農業用施設、店舗等の敷地、資材置場、駐車場など）に利用するために必要な手続きの一つです。

なお、除外するには以下の6要件をすべて満たす必要があります。

- ①必要かつ適当で代替性できない
- ②農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない
- ③農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがない
- ④担い手の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがない
- ⑤土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがない
- ⑥土地改良事業完了後8年を経過している**

※土地改良事業等が実施された農地は、実施されていない農地と比較して、営農条件が優れるため、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、国はこのような農地を一定期間（8年間）農用地区域として確保することとしています。